

奈良県訓令第一号

各部課室
各出先機関

奈良県副知事の担任事務に関する規程を次のとおり定め、令和五年七月十日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任事務に関する規程（令和三年七月奈良県訓令第三号）は、令和五年七月九日限り廃止する。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

奈良県副知事の担任事務に関する規程

副知事の担任事務は、次のとおりとする。

共管事務

総務部及び県政の運営上重要な事項に関すること。

副知事 村井浩の担任事務

一 福祉医療部に関すること。

二 水循環・森林・景観環境部に関すること。

三 食と農の振興部に関すること。

四 会計局に関すること。

五 行政委員会（収用委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

副知事 湯山壯一郎の担任事務

一 文化・教育・くらし創造部に関すること。

二 産業・観光・雇用振興部に関すること。

三 県土マネジメント部に関すること。

四 水道局に関すること。

五 収用委員会との連絡調整に関すること。